

飯塚市ごみ集積器具設置補助金の申請から支払いまでの流れ(必要書類チェック表)

①飯塚市環境対策課(クリーンセンター)と事前協議を行う。

●飯塚市ごみ集積器具設置補助の要件

- 5世帯以上の利用があること
- ごみ集積器具を設置する土地の所有者の同意があること
- ごみ集積器具が耐久性のある材質で製作されていること
- 床、屋根及び側面がすべて囲まれ、犬、猫、鳥等が侵入できない構造であること
- ごみ収集車の通行及び積載作業が容易にできる場所に設置されていること
- 販売目的で造成された住宅団地、共同住宅に設置するものではないこと

②市と協議後、申請可能であれば必要書類を提出する。

※補助金交付決定はされていないので、ごみ集積器具の設置はしないこと。

●飯塚市ごみ集積器具設置補助金交付申請に必要な書類

- 飯塚市ごみ集積器具設置補助金交付申請書 … 市様式
- 費用見積書及び仕様書
- 位置図及び字図
- 土地占用同意書(又は市有財産使用許可書) … 市様式
- 飯塚市ごみ集積器具設置利用者世帯名簿 … 市様式
- その他()

③飯塚市ごみ集積器具設置補助金交付決定通知が市より送付

④交付決定通知後、ごみ集積器具設置が可能となる。

⑤ごみ集積器具設置完了後、市へ完了報告書等の提出を行う。

●ごみ集積器具設置完了後に市に提出する書類

- 飯塚市ごみ集積器具設置補助金交付請求書 … 市様式
- 飯塚市ごみ集積器具設置完了報告書 … 市様式
- 設置写真
- ごみ集積器具設置に要する費用の領収書
- その他()

⑥完了報告等を精査し、市より飯塚市ごみ集積器具設置補助金の交付を行う。